
第2次三沢市環境基本計画

2019.4 - 2029.3



三沢市 2019.3

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 三沢市の概要	1
(1) 地形・位置	1
(2) 気象	2
(3) 人口	2
(4) 産業	3
2 計画策定の背景及び主旨	4
(1) 計画策定の背景	4
(2) 計画策定の主旨	4
第2章 計画の将来像	
1 三沢市が目指す環境の将来像	5
(1) 将来像	5
(2) 基本目標	6
(3) 計画の対象となる環境の範囲	7
(4) 計画期間	7
(5) 計画（施策）体系	8
第3章 計画の推進体制及び進捗管理	
1 計画の推進体制	9
2 計画の進捗管理	10
第4章 環境の現状と課題	
1 基本目標の現状と課題	11
I. 安全で安心して暮らせる街づくり	11
II. 快適で心豊かに暮らせる街づくり	15
III. 人と自然が共生する街づくり	17
IV. 地球環境にやさしい街づくり	19
第5章 各主体の役割と取り組み	
1 市、市民及び事業者の役割	21
2 基本目標に関する取り組み	22
I. 安全で安心して暮らせる街づくり	22
II. 快適で心豊かに暮らせる街づくり	31
III. 人と自然が共生する街づくり	34
IV. 地球環境にやさしい街づくり	38
資料編	
1 三沢市環境基本条例	41
2 三沢市環境審議会名簿	46

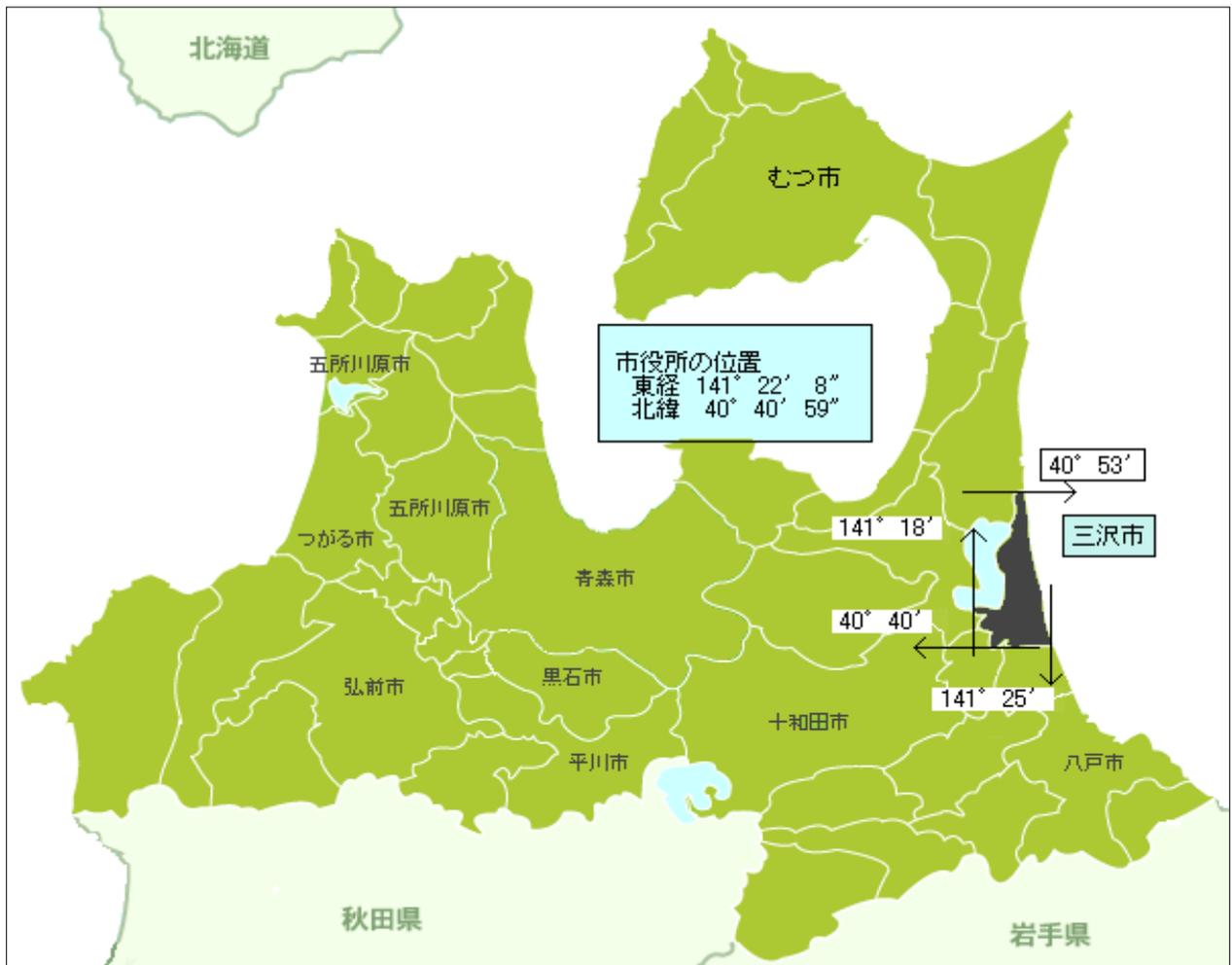
第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 三沢市の概要

(1) 地形・位置

三沢市は、本州の最北端である青森県の東南部に位置し、東は太平洋を臨み、西は小川原湖を隔てて東北町、南は六戸町及びおいらせ町、北は六ヶ所村に接する、東西約1.1km、南北約2.5km、面積約1.20km²の平坦地であり、通称三沢台地とよばれる、海岸段丘上に発達した自然豊かな街です。



方位		経度・緯度	広ぼう	海拔	
最	東	東経 141° 25′	東西 1.1 km	最高	最低
最	西	東経 141° 18′		5.7 m	0 m
最	南	北緯 40° 40′	南北 2.5 km	面積	
最	北	北緯 40° 53′		119.87 km ²	

※「広ぼう」とは、幅と長さや広がりを表します。

(2) 気象

春から夏にかけては、海から陸に向かって吹く偏東風（ヤマセ）の影響で海岸沿いの地域は冷気と濃霧に覆われる日が多いことと、冬は北国でありながら降雪量が少なく、北西から吹く季節風のため晴天の日が多いのが特徴です。また、梅雨明けが遅く、夏が短いのも特徴です。

◇三沢市の気温

【単位：℃】

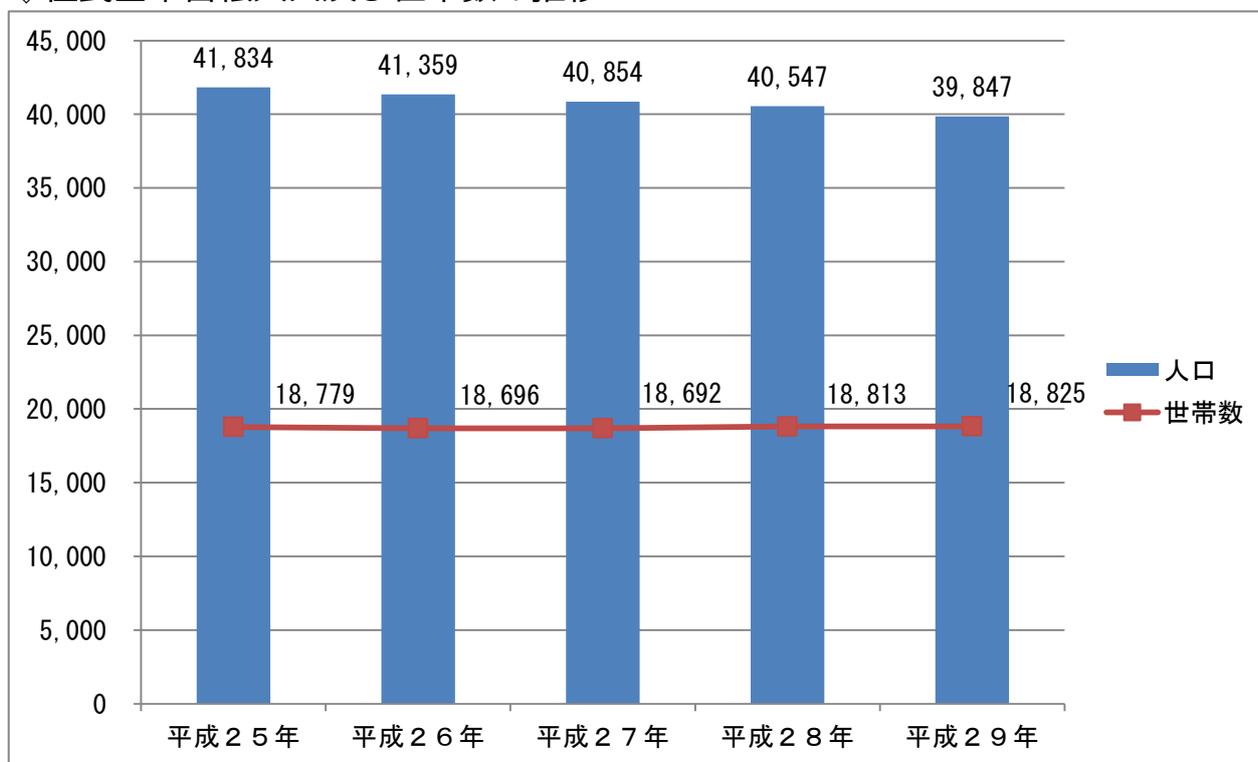
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均	-0.9	-0.2	2.6	9.4	13.9	15.9	22.7	19.8	18.3	12.4	6.4	0.3
最高	8.7	11.6	13.4	22.8	29.7	27.2	36.4	30.5	29.2	24.4	20.7	10.7
最低	-10.8	-7.9	-6.9	-2.0	5.2	7.0	16.0	13.7	6.1	3.4	-5.1	-7.1

資料：平成29年気象庁月別データ

(3) 人口

少子・高齢化が進む中で、当市の人口も過去5年間の実績では減少傾向にあります。他方、世帯数は微増傾向にあり、徐々に核家族化が進んでいます。近年の人口減少の要因としては、自然動態（出生・死亡）及び社会動態（転入・転出）ともに微減状況にあることが、人口減少の最大要因と考えられます。

◇住民基本台帳人口及び世帯数の推移

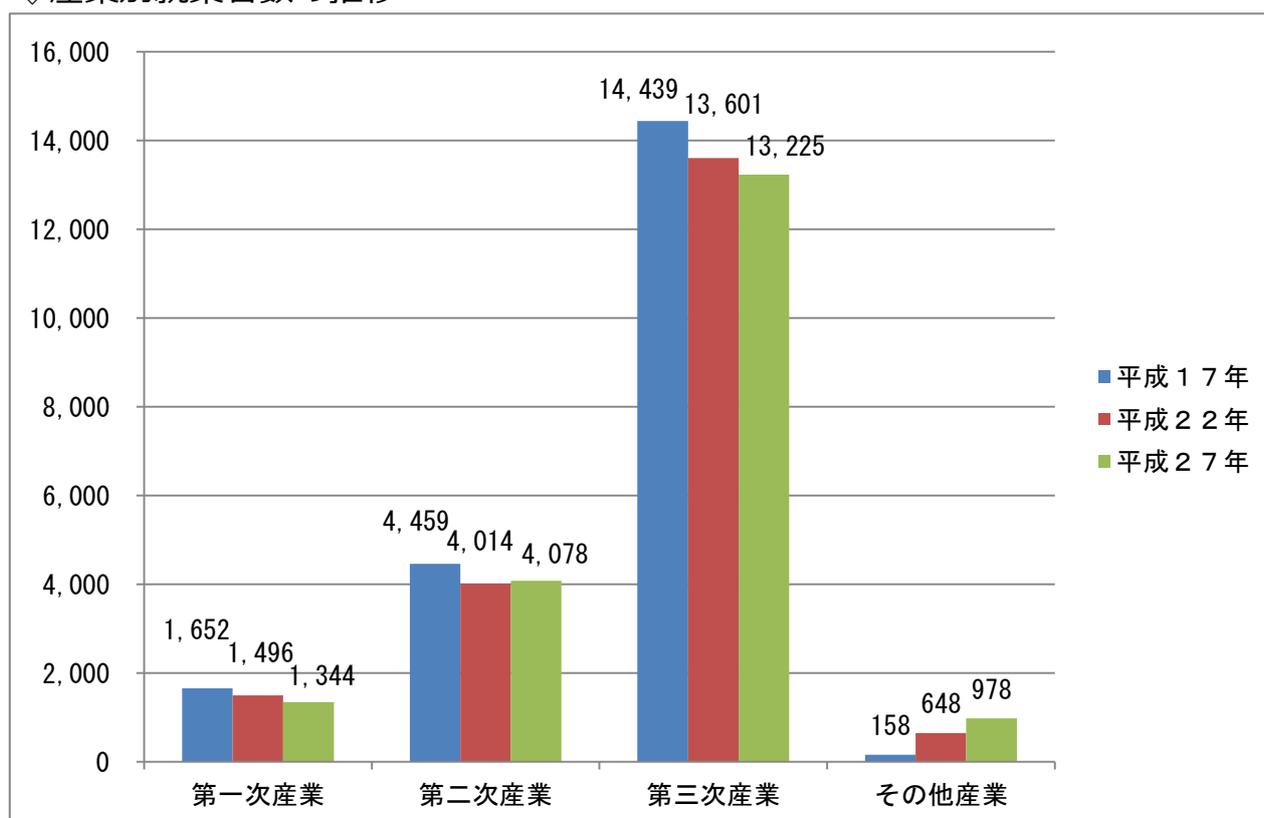


資料：市民課

(4) 産業

当市の産業別就業者数は、平成27年で第一次産業が1,344人(6.8%)、第二次産業が4,078人(20.8%)、第三次産業が13,225人(67.4%)、その他産業が978人(5.0%)となっており、就業者数全体では、平成17年の20,708人に対し、平成27年度では、19,625人と10年間で1,083人減少しています。なお、主な特産物としては、農作物では日本一の作付面積を誇る「ごぼう」をはじめ、「ながいも」「だいこん」「にんじん」などがあります。また、水揚げの多い水産物としては「するめいか」「ほっき貝」「さけ」「ひらめ」などがあります。

◇産業別就業者数の推移



資料：国勢調査

2 計画策定の背景及び主旨

(1) 計画策定の背景

将来を見据えた街づくりを推進するうえで、環境問題は避けてとおることのできない問題です。近年、従来の都市・生活型の公害に加え、生活排水による河川の水質汚濁、ごみの排出量増大に伴う廃棄物処理、フロン排出によるオゾン層の破壊や、これに伴う地球温暖化など、地球規模での環境問題が大きく取り上げられています。このことから、私たち人間一人ひとりが加害者であり被害者でもあるという、複雑に絡み合った現状を全ての人々が認識することが重要になってきています。他方、より豊かな生活環境の実現に向けて、身近な自然とのふれあいや快適環境の創造を求める市民のニーズも年々高まりをみせております。このような時代背景を踏まえ、当市では、平成11年11月に「三沢市環境基本条例」を施行するとともに、平成20年3月には「三沢市環境基本計画」を策定して各種環境施策を展開して参りました。しかしながら、この計画が平成29年度をもって期間満了となったこと、更に、平成30年3月に「第二次三沢市総合振興計画」が策定されたことから、これらの上位計画等との整合性を図りつつ、市、市民及び事業者の協働のもとに良好な環境を保全していくため環境施策の基本方針となる「第2次三沢市環境基本計画」を策定するものです。

(2) 計画策定的主旨

当市は、洋々たる大海原と緑豊かな美しい大地、清らかな水、澄みわたる青空など、豊かな自然の恩恵のもとで、先人の築き上げた歴史と文化遺産を受け継いできました。このような優れた環境は、市民の共有の財産であるとともに、心のふるさとでもあることから、適正な施策をもって守り、活かしていく必要があります。また、環境は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っているという認識のもと、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、市民が健康で安全かつ文化的な生活を享受できる良好な環境を保全していくことが肝要であります。しかしながら、現状では環境への配慮を欠いた物質的な豊かさや利便性の追求によって、自然破壊や環境汚染は、地域的なものから地球規模へと拡大し、このまま推移すれば人類の生存基盤さえ脅かされることになりかねません。このようなことから、私たちは、あらゆる活動において環境に配慮して行動することを決意し、当市の良好な環境を保全して参りたいと考えます。

第2章 計画の将来像

第2章 計画の将来像

1 三沢市が目指す環境の将来像

(1) 将来像

良好な環境を保全・創造していくうえで、新たな認識のもと先人達が守り育ててきた緑豊かな自然環境、歴史及び文化を将来に引き継ぐことは、現代を生きる我々の責務であり、市、市民及び事業者がお互いに協働して未来に向けて環境施策を総合的に推進していかなければなりません。このような考えから、当市が目指す環境の将来像を次のように設定します。

三沢市が目指す環境の将来像を

**手をたずさえ 未来につなごう
自然と調和・共生する街 みさわ**

とします。

(2) 基本目標

環境問題について、当市が取り組む施策等における市の役割や、市民及び事業者が自主的に取り組む役割の基本的な考え方を示すものです。市、市民及び事業者の協働により、当市が目指す環境の将来像「手をたずさえ 未来につなごう 自然と調和・共生する街 みさわ」を実現するため、次の4点を基本目標として掲げます。

基本目標

I. 安全で安心して暮らせる街づくり

大気、水環境を保全し、騒音・振動及び悪臭などを軽減させ、健康で不安を感じる事のない生活ができるよう「生活環境の保全」に努めます。

II. 快適で心豊かに暮らせる街づくり

環境に配慮した街づくりを進め、住みよさを実感できるよう「快適環境の保全」に努めます。

III. 人と自然が共生する街づくり

自然が人々にもたらす心の安らぎなど、様々な恩恵を将来にわたり良好な状態で継承できるよう「自然環境の保全」に努めます。

IV. 地球環境にやさしい街づくり

環境教育の普及啓発を図り、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会経済システムから循環型社会へと移行するよう「地球環境の保全」に努めます。

(3) 計画の対象となる環境の範囲

本計画の対象となる環境の範囲は、基本目標ごとに次のとおりとします。また、対象地域は、三沢市全域とします。

I. 安全で安心して暮らせる街づくり

大気環境、河川等水質、生活排水、地下水、騒音・振動、悪臭、公害苦情

II. 快適で心豊かに暮らせる街づくり

都市景観、上水道、環境美化

III. 人と自然が共生する街づくり

動植物、緑、水辺、農地、人と自然のふれあい

IV. 地球環境にやさしい街づくり

廃棄物、地球温暖化、環境教育・環境学習

(4) 計画期間

本計画の期間は、2019年4月から2029年3月までの10年間とし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて、随時個別施策の改善を行います。

計画期間	2019年4月 ~ 2029年3月									
将来像 (基本目標)	「手をたずさえ 未来につなごう 自然と調和・共生する街 みさわ」の実現									
個別施策 (事務事業)	随時改善	随時改善	随時改善	随時改善	随時改善	随時改善	随時改善	随時改善	随時改善	随時改善

(5) 計画（施策）体系

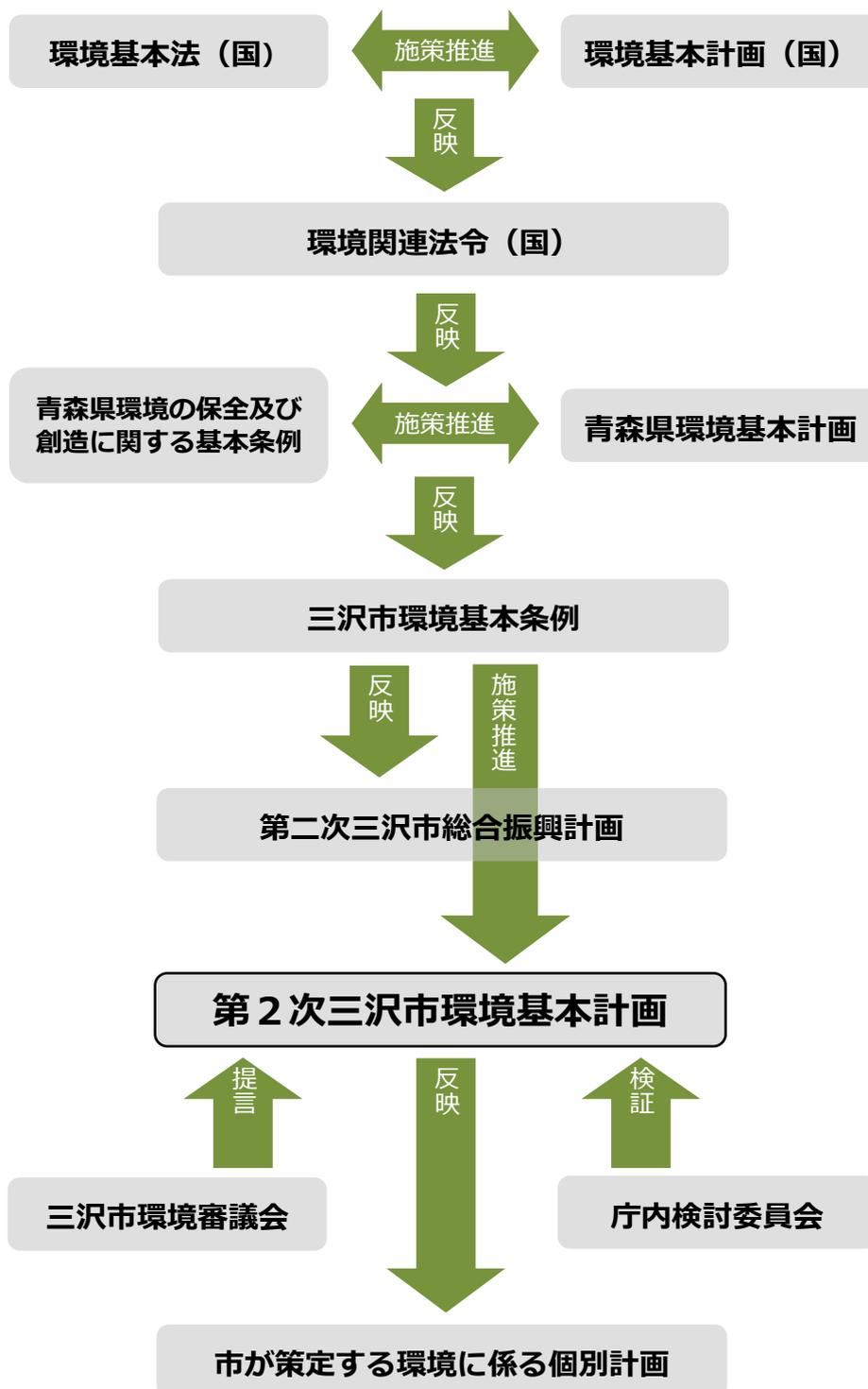
手をたずさえ 未来につなごう 自然と調和・共生する街 みさわ		
基本目標	環境範囲	個別施策
I. 安全で安心して暮らせる街づくり	1 大気環境	(1) 大気環境の保全 (2) 事業所等の監視・調査 (3) 野焼き対策
	2 河川等水質	(1) 水質汚濁の監視・調査 (2) 事業所等の監視・調査
	3 生活排水	(1) 下水道整備 (2) 農業集落排水の加入促進 (3) 合併処理浄化槽の普及
	4 地下水	(1) 地下水の監視・調査
	5 騒音・振動	(1) 騒音発生の抑止対策 (2) 振動発生の抑止対策
	6 悪臭	(1) 悪臭発生状況の監視・調査 (2) 事業所等の悪臭対策 (3) 家畜排泄物処理対策
	7 公害苦情	(1) 公害苦情の適正処理
II. 快適で心豊かに暮らせる街づくり	1 都市景観	(1) 公園管理
	2 上水道	(1) 良質な水道水の安定供給
	3 環境美化	(1) 不法投棄の監視・調査及び啓発活動 (2) 環境美化活動 (3) 花いっぱい運動
III. 人と自然が共生する街づくり	1 動植物	(1) 希少野生動植物種の生息地保全
	2 緑	(1) 緑地及び樹木の保全と創出
	3 水辺	(1) 水辺の保全
	4 農地	(1) 農地の保全と活用
	5 人と自然のふれあい	(1) 人と自然のふれあいの場の整備 (2) 自然景観の保全 (3) 水浴場等の適正な保全
IV. 地球環境にやさしい街づくり	1 廃棄物	(1) ごみの減量化とリサイクル
	2 地球温暖化	(1) 地球温暖化対策
	3 環境教育・環境学習	(1) 環境教育・環境学習の充実と推進

第3章 計画の推進体制及び進捗管理

第3章 計画の推進体制及び進捗管理

1 計画の推進体制

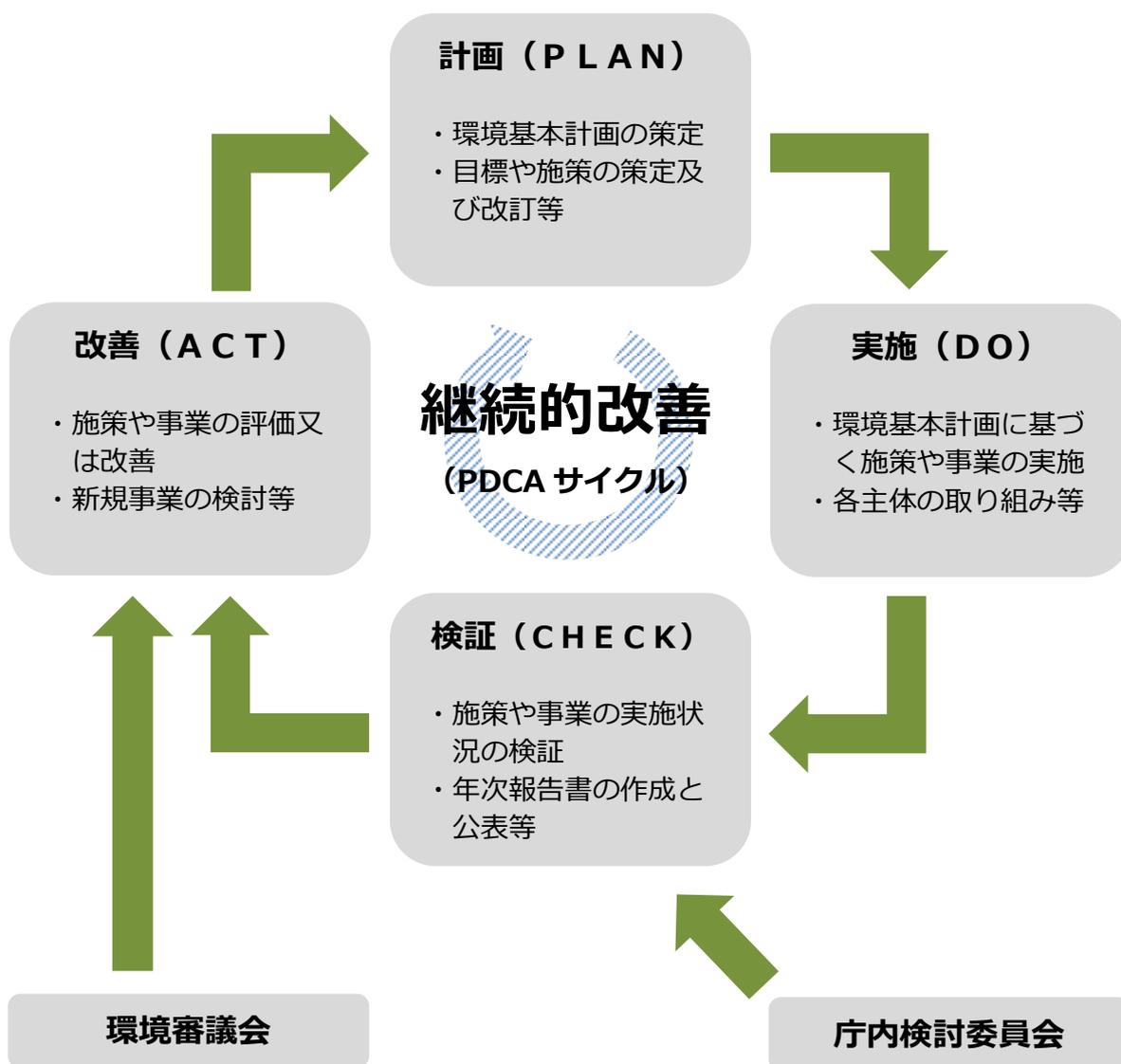
本計画は、三沢市環境基本条例第7条第2項に基づくもので、本市の環境施策における最も基本となる計画です。そのため関係法令等との整合性を図りながら、本市が抱える環境問題に対応することにより「第二次三沢市総合振興計画」を環境面から具現化していくものです。



2 計画の進捗管理

本計画に掲げた各種施策の推進を図るため、庁内検討委員会で計画の進捗状況を検証したうえ環境審議会に報告し、提言等を受け、必要に応じて個別施策を改善するなど、市民目線での進捗管理を行います。なお、進捗管理については、「計画（PLAN）」「実施（DO）」「検証（CHECK）」「改善（ACT）」の4つの視点による、PDCAサイクルを通じて、継続的に行います。

【PDCAサイクルイメージ図】



第4章 環境の現状と課題

第4章 環境の現状と課題

1 基本目標の現状と課題

I. 安全で安心して暮らせる街づくり

I-1 大気環境

青森県が三沢市に設置している一般環境大気測定局の測定結果（測定局：岡三沢町内会館、測定項目：二酸化窒素、浮遊粒子状物質）によると、すべて環境基準値を達成しています。今後とも、大気汚染の悪化につながらないように、工場、事業場及び自動車の排出ガス等の監視・調査を行う必要があります。

◇一般環境大気測定局測定結果（1日平均値）

	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)
平成26年度	0.010	0.037
平成27年度	0.010	0.033
平成28年度	0.013	0.034

資料：青森県環境白書

【環境基準】二酸化窒素：1日平均値が0.04ppmから0.06ppmの範囲内又はそれ以下です。
浮遊粒子状物質：1日平均値が0.10mg/m³以下です。

I-2 河川等水質

河川汚濁の主な要因としては、家庭や事業所からの排水があり、この河川の水質汚濁による生活環境への影響を把握するため、市内を流れる7つの河川の水質調査を実施しています。調査している7つの河川においては、有機物による汚濁の指標となるBOD（生物化学的酸素要求量）が概ね低い数値で推移していますが、今後とも良好な水質の維持・保全及び生活排水による汚濁低減のため、現場確認や原因究明などの調査を行なう必要があります。

◇主な河川の水質調査結果（各地点の最高値）

【単位：mg/l】

	古間木川	三沢川	三川目川	細谷川
平成26年度	1.6	0.9	1.5	1.7
平成27年度	2.2	1.2	4.8	10.0
平成28年度	1.8	2.1	1.3	4.6

資料：環境衛生課

【環境基準】BOD基準値は古間木川で3mg/lとされています。三沢川、三川目川及び細谷川に環境基準は設定されていませんが、目安として、魚がすめる水質はBODが5mg/l以下とされています。

I-3 生活排水

当市の公共下水道の普及率（行政区域内人口に対する処理可能人口）は、平成28年度において、63.7%となっています。都市環境の改善、公衆衛生の向上のため、今後とも下水道整備を進め、更なる普及率の向上に努めて行く必要があります。また、公共下水道の計画区域外においては、農業集落排水や合併処理浄化槽の普及率の向上に努め、生活排水の適正処理を進める必要があります。

◇公共下水道整備状況

	総延長 (km)	普及率 (%)	水洗化率 (%)
平成26年度	171.1	60.8	85.8
平成27年度	174.3	61.8	86.8
平成28年度	176.8	63.7	88.4

資料：下水道課

◇汚水処理水洗化人口状況

【単位：人】

	公共下水道	農業集落排水	浄化槽
平成26年度	21,296	3,110	14,128
平成27年度	21,747	3,207	13,343
平成28年度	22,441	3,279	12,267

資料：下水道課・環境衛生課

I-4 地下水

地下水の状況把握と汚染の早期発見を目的として、市内4箇所（施設）で地下水調査を実施しています。水質汚濁の要因として、生活排水等の地下浸透が考えられることから、今後とも調査を継続し監視活動を行う必要があります。

◇調査状況

調査地点	調査項目
市役所、上久保小学校、木崎野小学校、堀口中学校	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、四塩化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、クロロホルム、ブromジクロロメタン、ジブromクロロメタン、ブromホルム、総トリハロメタン

資料：環境衛生課

I-5 騒音・振動

当市における騒音・振動の主な要因は、三沢基地の運用に伴う航空機の飛行訓練や三沢対地射撃場での諸訓練によるものが多く、長年にわたり、市民生活に多大な影響を及ぼしています。また、自動車騒音や事業場、建設作業等によるものについては、青森県公害防止条例に基づき監視に努めているところですが、生活様式の変化などにより発生原因も多様化しています。

●自動車騒音

自動車騒音については、主要地方道三沢十和田線で実施している自動車騒音常時監視結果によると、近年は基準値の超過は見られていません。

◇自動車騒音常時監視結果 【単位：dB】

	昼間	夜間
平成26年度	66	65
平成27年度	67	60
平成28年度	64	58

資料：環境衛生課

【環境基準】昼間は75dB、夜間は70dBです。

●航空機騒音

航空機騒音については、市民から多くの苦情が寄せられていますが、近年では、特に、米軍による曲技飛行訓練をはじめ、航空自衛隊のF-35Aの配備の進捗に伴い、静穏な生活環境を維持するのが困難となっており、苦情件数についても、毎年、一定件数が寄せられる状況となっています。また「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく第一種区域には、全世帯のおよそ4割弱が居住しており、住宅防音工事や移転補償等により、航空機騒音対策は図られつつあるものの、航空機騒音に係る環境基準の達成には至っていないのが現状であります。このような実状を踏まえ、今後においても、快適な市民生活を確保するため、基地周辺対策の更なる充実・強化に向け、関係機関に対し、継続して要望を行う必要があります。

◇航空機騒音苦情件数（市受付分）

	件数
平成26年度	158
平成27年度	105
平成28年度	149

資料：基地渉外課

◇三沢飛行場周辺航空機騒音状況 【単位：dB】

	地域	年間平均騒音値
平成26年度	類型Ⅰ（岡三沢）	Lden 68.7
	類型Ⅱ（四川目）	Lden 71.5
平成27年度	類型Ⅰ（岡三沢）	Lden 68.7
	類型Ⅱ（四川目）	Lden 70.1
平成28年度	類型Ⅰ（岡三沢）	Lden 68.1
	類型Ⅱ（四川目）	Lden 69.8

※Lden
（時間帯補正等価騒音レベル）
個々の航空機騒音の単発騒音
曝露レベルに昼・夕・夜の時間
帯補正を加えてエネルギー加
算し、1日の時間平均を取っ
てレベル表現したものを。

資料：防衛省東北防衛局

【航空機騒音に係る環境基準】

地域の類型	基準値
Ⅰ	Lden 57dB以下
Ⅱ	Lden 62dB以下

※Ⅰをあてはめる地域は専ら住宅の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

Ⅰ－6 悪臭

農業活動等に伴う悪臭の苦情が年に数件寄せられている状況です。大規模事業所に対しては、公害防止協定等を締結し監視調査を実施していますが、今後も継続して調査を行う必要があります。また、生活排水、野焼き、家畜排泄物等の悪臭に関する問題が発生しており、原因究明と発生源の抑止のための活動に努める必要があります。

◇業種別悪臭苦情処理件数 【単位：件】

	農業関係	個人	建設業	製造業	その他	計
平成26年度	0	0	0	0	0	0
平成27年度	1	1	0	0	2	4
平成28年度	1	1	0	0	1	3

資料：環境衛生課

Ⅰ－7 公害苦情

公害苦情への迅速かつ適切な対応と、発生源に対する適正処理及び指導強化が必要であります。

◇公害苦情処理件数 【単位：件】

	騒音・振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他	合計
平成26年度	0	5	0	3	0	8
平成27年度	2	3	4	4	0	13
平成28年度	3	2	3	12	0	20

資料：環境衛生課

Ⅱ. 快適で心豊かに暮らせる街づくり

Ⅱ-1 都市景観

当市の景観は、大きく自然景観（太平洋、小川原湖、河川、森林）、田園景観（牧場、畑、田）、農村集落景観、市街地景観、飛行場などに分けられます。また、地目別の土地利用状況は、平成28年度では、田が21.39km²（17.8%）で最も多く、次いで畑が20.11km²（16.8%）、雑種地が15.77km²（13.2%）、山林が15.11km²（12.6%）、宅地が13.66km²（11.4%）となっています。なお、開発については、自然環境や街なみとの調和を保つことが重要であり、秩序ある土地利用を推進する必要があります。また、当市の公園は、68箇所、総面積は220.46haで、市民一人当たりの都市公園面積は55.32m²となっており、国や県の平均を大きく上回っています。公園は、安らぎと潤いのある都市環境を維持するうえで必要なだけでなく、市民にレクリエーションや憩いの場を提供するとともに、防災上も重要な役割を担うことから、今後とも現有施設においては、良好な環境の維持・保全を図る必要があります。

◇地目別土地利用状況

【単位：km²】

	田	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他
平成26年度	21.48	20.17	13.50	15.02	2.03	8.04	15.77	24.08
平成27年度	21.47	20.15	13.54	15.04	2.03	8.05	15.72	23.87
平成28年度	21.39 (17.8%)	20.11 (16.8%)	13.66 (11.4%)	15.11 (12.6%)	1.95 (1.6%)	8.04 (6.7%)	15.77 (13.2%)	23.84 (19.9%)

資料：税務課

◇公園の設置状況（平成28年度）

		面積 (ha)	箇所
都市公園	総合公園	124.18	1
	地区公園	56.45	5
	近隣公園	11.88	7
	街区公園	12.53	53
	特殊公園	15.28	1
	広場公園	0.14	1

資料：都市整備課

Ⅱ－２ 上水道

安全で良質な水道水の安定供給のための水源の確保と、施設の適正な維持管理を行うとともに周辺環境の保全に努める必要があります。

◇水道給水量の推移

	年間給水量（千㎡）	給水人口（人）	1人1日平均給水量（ℓ）
平成26年度	3,948	40,607	324
平成27年度	3,947	40,290	326
平成28年度	3,891	39,721	327

資料：水道課

Ⅱ－３ 環境美化

不法投棄は環境美化を損なうだけでなく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されている犯罪です。後を絶たない廃棄物の不法投棄に対する住民意識の向上や監視体制の強化を図る必要があります。また、以前に実施したアンケート調査結果において、都市景観の美しさに対する意見が多く、今後は全市的な景観形成について検討するとともに、道路沿道への花いっぱい運動や街路樹の植栽等による環境美化を充実していく必要があります。

Ⅲ. 人と自然が共生する街づくり

Ⅲ-1 動植物

当市の北東部、小川原湖と太平洋との間に位置する仏沼地区には、国際自然保護連合レッドリスト掲載種のオオセッカ、コジュリン、シマクイナ、ゴマシジミなど多種多様な野生動植物が生息・繁殖しています。中でも、日本と中国の限られた地域だけにしか見られないオオセッカの世界最大の繁殖地であるとともに、国の天然記念物のマガン、ヒシクイなど多くの渡り鳥の中継地にもなっています。また、仏沼は、平成17年9月に国指定鳥獣保護区仏沼特別保護地区に指定され、更に、同年11月には国際的に重要な湿地としてラムサール条約登録簿に掲載されたことにより、今後一層の自然環境の維持・保全に努める必要があります。

Ⅲ-2 緑

以前に実施した市民アンケートによると、当市の環境に対する満足度で、「緑が豊か」という回答が上位となっていることから、今後とも公共施設の緑化や民有施設等の緑化に対する啓発活動を行う必要があります。

Ⅲ-3 水辺

当市には太平洋の海岸線をはじめ、小川原湖、小田内沼、根井沼、五川目堤等といった多くの水辺が存在します。水辺は私たちの生活に豊かな自然の恵みをもたらすだけでなく、安らぎや潤いを与えてくれます。今後とも水辺環境を守り、保全していく必要があります。

Ⅲ-4 農地

当市の地目別土地利用状況を見ると、農地が第1位を占めていますが、農産物の輸入自由化や食の多様化、後継者不足等の影響に伴い、農地が遊休地又は耕作放棄地となり、農地の経営面積は年々減少傾向にあります。平成27年度で、専業農家数が205戸(37.4%)、兼業農家数が343戸(62.6%)、経営面積は2,630haとそれぞれ減少傾向にあり、今後は農業後継者の育成及び農地の維持・保全に向けた対策を講ずる必要があります。

◇農家数と経営面積の推移

	農家数(戸)	専業数(戸)	兼業数(戸)	経営面積(ha)
平成17年度	697	189	508	2,503
平成22年度	793	237	556	3,142
平成27年度	548	205	343	2,630

資料：農業センサス

Ⅲ-5 人と自然のふれあい

小川原湖畔周辺には豊かな自然が残され、多種多様な生態系を構成しています。以前に実施したアンケート調査結果でも、将来にわたって残したい環境や大切にしたい場所として、小川原湖、太平洋海岸、仏沼が上位を占めており、県や関係市町村と連携し自然景観の維持・保全に努め、人と自然がふれあう場を確保する必要があります。

◇小川原湖水浴場水質調査結果

	ふん便性大腸菌群数 (個/100m l)	透明度 (m)	油膜の有無	COD (mg/l)	O-157	判定
平成26年度	<2	>1	なし	4.9	不検出	水質B
平成27年度	<2	>1	なし	3.8	不検出	水質B
平成28年度	12	>1	なし	4.8	不検出	水質B

資料：青森県環境白書

◇ミスビードルビーチ水質調査結果

	ふん便性大腸菌群数 (個/100m l)	透明度 (m)	油膜の有無	COD (mg/l)	O-157	判定
平成26年度	<2	>1	なし	2.5	不検出	水質B
平成27年度	<2	0.9	なし	3.1	不検出	水質B
平成28年度	<2	1	なし	3.0	不検出	水質B

資料：青森県環境白書

【水浴場水質判定基準】

		ふん便性大腸菌群数	透明度	油膜の有無	COD
適	水質A A	不検出(検出限界 2個/100m l)	全透 (1m以上)	油膜が認められ ない	2mg/l以下 (湖沼3mg/l以下)
	水質A	100個/100m l 以下	全透 (1m以上)	油膜が認められ ない	2mg/l以下 (湖沼3mg/l以下)
可	水質B	400個/100m l 以下	1m未満～ 50cm以上	常時は油膜が認め られない	5mg/l以下
	水質C	1,000個/100m l 以下	1m未満～ 50cm以上	常時は油膜が認め られない	8mg/l以下
不適		1,000個/100m l を超えるもの	50cm未満	常時油膜が認め られる	8mg/l超

※水の汚れを知るうえの目安として、水の中の有機物(微生物等)の量を表す数値のBODとCODがあります。BOD(生物化学的酸素要求量)は、微生物がよごれ(有機物)を食べるために使った酸素の量を調べることで、川のよごれを測ることができます。また、COD(化学的酸素要求量)は、微生物の代わりに薬品を使って水の中の酸素の使われる量を調べることで、海や湖のよごれを測ることができます。(魚が安心して棲める川はBOD5mg/l以下とされています。)

IV. 地球環境にやさしい街づくり

IV-1 廃棄物

当市の平成28年度のごみ処理量は、総量で16,548tとなっており、一日あたりでは、平均45.3t、一人一日あたりでは、平均1,138gの処理量となっています。処理量は人口減少やごみ減量化に関する啓発活動等の効果もあって、近年、減少傾向にあります。ごみ問題の根底には「大量生産・大量消費・大量廃棄」という社会経済システムがありますが、ごみの資源化や再利用によって処理量を減少させるとともに、環境への負荷を低減するため、今後より一層の「循環型社会」構築に向けた意識の転換を図るなど啓発活動を行う必要があります。

◇塵芥処理状況

	処理量 (t)	処理量1日平均 (t)	処理量1人1日平均 (g)
平成26年度	17,007	46.6	1,141
平成27年度	16,957	46.4	1,145
平成28年度	16,548	45.3	1,138

資料：清掃センター

◇資源ごみ回収量

【単位：t】

	紙類	布類	びん/ ガラス類	缶/金属	ペット ボトル	合計
平成26年度	543	25	524	143	131	1,366
平成27年度	464	24	525	135	136	1,284
平成28年度	466	22	503	137	136	1,264

資料：清掃センター

IV-2 地球温暖化

地球温暖化とは、二酸化炭素等が大量に大気中に排出され、その濃度が高まることにより地球の温度が上昇する現象です。地球温暖化に最も影響を与えるものとしては、石油等の化石燃料の燃焼により発生する二酸化炭素で、これらを総称して温室効果ガスといいます。温室効果ガスがそのまま増え続けると、2100年には平均気温が上昇し、海面も上昇すると予測されています。地球温暖化問題は、地球規模の問題ですが、私たちの日常生活に欠かすことの出来ない電気や自動車も温室効果ガスの発生源であり、きわめて身近な環境問題といえます。省エネ意識の高揚を図るとともに、現在の生活スタイルを見直す必要があります。

◇電力販売量実績（東北電力管内）

【単位：百万 kWh】

	電力	電灯	合計
平成26年度	50,225	24,003	74,258
平成27年度	51,351	23,706	75,057
平成28年度	52,357	24,266	76,623

資料：東北電力（株）

◇自動車登録台数の推移（三沢市）

【単位：台】

	乗用車	軽自動車	その他	合計
平成26年	19,685	13,784	3,473	36,942
平成27年	19,504	13,963	3,416	36,883
平成28年	19,265	13,963	3,539	36,767

資料：東北運輸局青森運輸支局

IV-3 環境教育・環境学習

市、市民及び事業者の連携を深めるため、環境教育・環境学習の機会拡充や情報提供を含めた体制等の強化が必要となります。現在、実施している環境教育等の更なる充実を図る必要があります。

第5章 各主体の役割と取り組み

第5章 各主体の役割と取り組み

1 市、市民及び事業者の役割

計画に掲げた各種施策の取り組みに際して、市、市民及び事業者は、地球の視野に立ち、環境が循環を基調としていることを認識するとともに、大気、水、緑及びその他の環境資源が有限であるという理解のもとに、お互いに協働し、三沢市環境基本条例に定める各役割を推進するものとします。

各主体の役割

●市の役割

三沢市環境基本条例第5条

市は、良好な環境を保全及び創造するために、市民の意見を尊重して基本的かつ総合的に環境施策を実施するものとする。

●市民の役割

三沢市環境基本条例第3条

市民は、良好な環境を損なうことのないように、日常生活において、自ら進んで環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するものとする。

●事業者の役割

三沢市環境基本条例第4条第1項

事業者は、この条例の趣旨を尊重し、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するための必要な措置を講ずるものとする。

三沢市環境基本条例第4条第2項

前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、自ら進んで環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

2 基本目標に関する取り組み

I. 安全で安心して暮らせる街づくり

I-1 大気環境

(1) 大気環境の保全

●市の役割

- 1 大気汚染物質のモニタリング調査を注視し、必要に応じて市民に注意喚起を促します。
- 2 マイカーの利用抑制やアイドリングストップがもたらす大気環境への効果について、その周知に努めます。
- 3 低公害車等の普及促進を図るとともに、公用車の購入時は、積極的に低公害車を選択するよう努めます。
- 4 広報、MCTV及びホームページ等を通じて、大気環境の保全についての意識啓発に努めます。

●市民の役割

- 1 マイカー利用を控え、徒歩・自転車・バス等、環境と健康に配慮した移動手段を考慮し、利用を拡げていくよう協力します。
- 2 自家用車の購入は、低公害車を選択するよう努めます。

●事業者の役割

- 1 薬剤、資機材等産業廃棄物の適正処理を行い大気汚染物質の排出を削減するとともに大気環境を保全するための必要な措置を講じます。
- 2 従業員等にはマイカー利用を控え、徒歩・自転車・バス等、環境と健康に配慮した移動手段の奨励を図ります。
- 3 事業所用の車は、低公害車を選択するよう努めます。

【進捗管理指標】

・環境基準（大気）の達成状況

（担当課：環境衛生課）

I - 1 大気環境

(2) 事業所等の監視・調査

●市の役割

- 1 公害防止協定の遵守がされているか、又は監視項目が排出基準を超えていないか継続的な監視に努めます。

●市民の役割

- 1 事業所から排出されるばい煙に異常を感じたときは、近隣と連携を図り、速やかに関係機関に連絡するよう協力します。

●事業者の役割

- 1 ばい煙に排出基準が適用となる事業所は排出基準を遵守し、排出量の削減に努めます。

【進捗管理指標】

- ・ 公害防止協定（排気）に係る基準の達成状況

（担当課：環境衛生課）

I - 1 大気環境

(3) 野焼き対策

●市の役割

- 1 野焼き等の防止に関する啓発活動を行うとともに、積極的な指導に取り組みます。

●市民の役割

- 1 庭先などでゴミ等を燃やさないようにします。
- 2 野焼き等を発見したら速やかに注意するとともに、関係機関への通報に努めます。
- 3 田畑の野焼き等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の焼却禁止の例外とされていますが、実施する場合は消防署等に必ず届出するとともに、周辺環境や風向きを十分考慮し、延焼には細心の注意を払います。

●事業者の役割

- 1 廃棄物の処理は法令を遵守し、適正に処理します。
- 2 野焼き等を発見したら速やかに注意するとともに、関係機関への通報に努めます。
- 3 田畑の野焼き等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の焼却禁止の例外とされていますが、実施する場合は消防署等に必ず届出するとともに、周辺環境や風向きを十分考慮し、延焼には細心の注意を払います。

【進捗管理指標】

- ・ 野焼きに係る原因者への指導件数

（担当課：環境衛生課）

I-2 河川等水質

(1) 水質汚濁の監視・調査

●市の役割

- 1 河川等の公共用水域水質汚濁調査を継続するとともに、健康に害を及ぼす水質汚濁物質の監視を行い水質向上に努めます。

●市民の役割

- 1 河川等の水質及び魚類等に異変が見られた時は、速やかに関係機関へ通報するよう協力します。

●事業者の役割

- 1 排出水が流入する河川等に異常がないか確認するため、定期的な巡回を行うなど必要な対策を講じます。
- 2 異常な濁水等により河川等の水質の汚濁が著しくなった場合は排出水の量の減少その他必要な措置を講じます。

【進捗管理指標】

・環境基準（河川）の達成状況

（担当課：環境衛生課）

I-2 河川等水質

(2) 事業所等の監視・調査

●市の役割

- 1 市と公害防止協定を締結している事業所について、排出水の水質測定を行い排出基準の遵守のための監視に努めます。
- 2 排出水の水質調査において排水基準を超えていたときは速やかに必要な対策を講ずるよう指導します。

●市民の役割

- 1 事業所からの排水に異常が見られたときは、速やかに関係機関に通報するよう協力します。

●事業者の役割

- 1 排出基準が適用になる事業所は、定められた回数の自主測定を実施し排出基準を遵守します。
- 2 排出水の水質調査において排出基準を超えていたときは速やかに対策を講じます。

【進捗管理指標】

・公害防止協定（排水）に係る基準の達成状況

（担当課：環境衛生課）

I-3 生活排水

(1) 下水道整備

●市の役割

- 1 公共下水道は、平成28年度末で認可区域1,275haに対し、処理済面積は843ha、処理人口は25,380人、普及率は63.7%となっています。処理可能な人口のうち、実際に下水道処理している人口を表す水洗化率は88.4%となっており、今後は処理可能区域の整備促進を図り、更なる普及率及び水洗化率の向上に努めます。

●市民の役割

- 1 公共下水道整備後は、速やかに宅内の排水設備工事を行い、生活排水の適正な処理に協力します。

●事業者の役割

- 1 公共下水道整備後は、速やかに施設内の排水設備工事を行い、生活排水及び事業所排水の適正な処理に努めます。

【進捗管理指標】

- ・公共下水道の普及率及び水洗化率

(担当課：下水道課)

I-3 生活排水

(2) 農業集落排水の加入促進

●市の役割

- 1 農業集落排水は、各地区の事業完了に伴い、三沢市西部地区（対象人口1,400人）は平成14年4月、三沢市東部地区（対象人口3,470人）は平成20年4月、三沢市南部地区（対象人口1,550人）は平成25年4月から、それぞれ全面供用開始となっています。なお、3地区の人口のうち、実際に農業集落排水を利用している人口の割合を表す加入率は、平成28年度末時点では66.1%となっていることから、更なる加入率の向上に努めます。

●市民の役割

- 1 農業集落排水整備地域については、速やかに宅内の排水設備工事を行い、生活排水の適正な処理に協力します

●事業者の役割

- 1 農業集落排水整備地域については、速やかに施設内の排水設備工事を行い、生活排水及び事業所排水の適正な処理に努めます。

【進捗管理指標】

- ・農業集落排水の加入率

(担当課：下水道課)

I-3 生活排水

(3) 合併処理浄化槽の普及

●市の役割

- 1 汲み取り式や単独処理浄化槽の家庭等から出る生活排水により河川等の水質汚濁や土壌汚染が懸念されるため、合併処理浄化槽の普及啓発に努めます。

●市民の役割

- 1 公共下水道や農業集落排水施設の未普及地区においては、合併処理浄化槽の設置に協力します。

●事業者の役割

- 1 公共下水道や農業集落排水施設の未普及地区においては、合併処理浄化槽の設置に努めます。

【進捗管理指標】

- ・ホームページ等による合併処理浄化槽の普及啓発

(担当課：環境衛生課)

I-4 地下水

(1) 地下水の監視・調査

●市の役割

- 1 地下水の水質調査を継続し、異常がないか監視に努めます。
- 2 地下水は市民の貴重な財産であるため将来にわたって安心・安全な水資源が確保されるよう地下水の保全・啓発に努めます。

●市民の役割

- 1 土壌環境の保全のため汚濁水等の適正処理に努めるとともに、その監視に協力します。

●事業者の役割

- 1 地下水利用の事業所においては、過剰な地下水のくみ上げを抑制し、適正な水利用に努め、必要な措置を講じます。

【進捗管理指標】

- ・環境基準（地下水）の達成状況

(担当課：環境衛生課)

I-5 騒音・振動

(1) 騒音発生の抑止対策

●市の役割

- 1 市が設置する航空機騒音測定器により騒音測定及び分析を行うとともに、特別な訓練については、騒音測定結果をホームページに公表します。
- 2 騒音増大が予想される飛行訓練等の通告があった場合は、MCTV等により事前の周知を図るとともに騒音の軽減を国等の関係機関へ要請します。
- 3 住民からの航空機騒音の苦情等について、国等の関係機関に必要な対策を要請します。
- 4 日常生活や事業活動における騒音について、防止のため啓発・指導に努めます。

●市民の役割

- 1 基地が所在することによる航空機騒音等の障害に関して情報提供に協力します。
- 2 自動車やバイクの空ふかし、暴走等で騒音をまきちらしている行為を発見した場合、速やかに関係機関へ通報するよう協力します。
- 3 近隣の迷惑騒音の原因となるような行為は行わないようにします。

●事業者の役割

- 1 基地が所在することによる航空機騒音等の障害に関して情報提供に努めます。
- 2 事業活動において騒音発生が懸念される場合は、騒音を軽減するよう努めます。
- 3 宣伝活動においては、適正な音量となるよう努めます。
- 4 車両の運行時は、急発進・急加速を避け騒音の少ない走行に努めます。

【進捗管理指標】

- ・環境基準（自動車騒音）の達成状況

(担当課：環境衛生課)

- ・特殊な訓練の情報提供率

(担当課：基地渉外課)

I—5 騒音・振動

(2) 振動発生抑制対策

●市の役割

- 1 振動規制法の周知に努めます。
- 2 振動発生の原因を究明するとともに、関係機関と連携を図り防止に努めます。

●市民の役割

- 1 普段と違う振動を感じたら速やかに関係機関へ連絡します。
- 2 道路の陥没等を発見したら、速やかに関係機関へ連絡します。

●事業者の役割

- 1 振動が発生する建設工事等については、関係機関、周辺居住者等への確実な連絡及び届出をします。

【進捗管理指標】

- ・ 特定施設及び特定建設作業に係る指導件数

(担当課：環境衛生課)

I—6 悪臭

(1) 悪臭発生状況の監視・調査

●市の役割

- 1 悪臭監視調査を継続するとともに、その原因を究明し、悪臭発生防止の啓発・指導に努めます。
- 2 市の広報やMCTV等を利用し、悪臭発生防止の周知に努めます。

●市民の役割

- 1 生活に最も身近な生ごみ等の悪臭を発生させないようにし、生ごみの野積みの禁止やごみ集積場所等の適正な管理に協力します。
- 2 悪臭又は普段と違う異臭を感じたときは、場所を特定し速やかに関係機関への通報に協力します。

●事業者の役割

- 1 事業系廃棄物の悪臭防止に努めるとともに、悪臭発生原因の除去に必要な対策を講じます。

【進捗管理指標】

- ・ 悪臭に係る原因者への指導件数

(担当課：環境衛生課)

I-6 悪臭

(2) 事業所等の悪臭対策

●市の役割

- 1 悪臭監視調査を継続するとともに、事業所に対して、悪臭発生防止の啓発・指導に努めます。

●市民の役割

- 1 事業所から悪臭を感じたときは、近隣と連携を図り、速やかに関係機関に連絡するよう協力します。

●事業者の役割

- 1 事業者は事業活動に伴う悪臭抑止対策に必要な措置を講じます。
- 2 悪臭が継続的に発生する恐れがある場合は、関係機関及び住民等に事前に協議するなど最小限にとどめる体制の構築に努めます。

【進捗管理指標】

- ・公害防止協定（悪臭）に係る基準の達成状況

(担当課：環境衛生課)

I-6 悪臭

(3) 家畜排泄物処理対策

●市の役割

- 1 畜産事業者に対して、家畜排泄物処理法の周知及び排泄物管理状況についての監視に努めます。

●市民の役割

- 1 事業所から悪臭を感じたときは、近隣と連携を図り、速やかに関係機関に連絡するよう協力します。

●事業者の役割

- 1 家畜排泄物処理法を遵守し、堆肥盤等の適正管理に努め悪臭発生防止のための必要な措置を講じます。

【進捗管理指標】

- ・家畜排泄物処理に係る営農指導件数

(担当課：農政課)

I-7 公害苦情

(1) 公害苦情の適正処理

●市の役割

- 1 公害に関する相談や苦情等については速やかに対応し、解決に向けて必要な対策をとるよう努めます。

●市民の役割

- 1 公害に関する相談、苦情等について速やかに関係機関へ連絡し、情報提供に協力します。

●事業者の役割

- 1 従業員等の環境管理意識を高めるための教育・啓蒙活動に努めます。
- 2 公害に関する相談・苦情等については速やかな解決策を講じます。

【進捗管理指標】

- ・ 典型7公害に係る原因者への指導件数

(担当課：環境衛生課)

Ⅱ. 快適で心豊かに暮らせる街づくり

Ⅱ-1 都市景観

(1) 公園管理

●市の役割

- 1 安心かつ安全で便利な暮らしを送れるよう、憩いの場としての公園の適切な維持管理を行うとともに、利用者のマナー向上が図られるよう努めます。

●市民の役割

- 1 公園を利用する場合は、マナー等を守るとともに、危険箇所等の情報提供に協力します。

●事業者の役割

- 1 地域住民と連携を図り、公共の場である公園の適正管理に努めます。

【進捗管理指標】

- ・年間を通しての公園の維持管理

(担当課：都市整備課)

Ⅱ-2 上水道

(1) 良質な水道水の安定供給

●市の役割

- 1 水道施設全体の計画的な更新に努めます。
- 2 地震等の災害に強い施設整備を行うとともに、特に老朽管の更新を図ることにより、安定的な水道水の供給に努めます。

●市民の役割

- 1 水が限りある資源であることを自覚し、日常生活において節水を心がけ、水資源の確保に協力します。
- 2 地下水源への悪影響を防止するため、生活排水などの汚濁水の適正処理に協力します。

●事業者の役割

- 1 市民と同様に節水に努め、水資源の確保に協力するとともに、事業所排水を適正に処理し、地下水源への悪影響を防止するための必要な措置を講じます。

【進捗管理指標】

- ・総管延長に対する耐震管延長の割合

(担当課：水道課)

Ⅱ-3 環境美化

(1) 不法投棄の監視・調査及び啓発活動

●市の役割

- 1 不法投棄監視員やクリーン指導員による監視活動を行い、不法投棄防止に向けた啓発活動に努めます。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の周知に努めます。

●市民の役割

- 1 ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
- 2 不法投棄を発見したら、ただちに関係機関への通報に協力します。
- 3 環境及び景観に配慮し、不用品はむやみに屋外に置かないよう協力します。

●事業者の役割

- 1 廃棄物の処理にあたっては、法令を遵守し適正処理等必要な措置を講じます。
- 2 事業所の適正な管理に努め、敷地内の不法投棄防止に向け必要な措置を講じます。

【進捗管理指標】

- ・不法投棄による土壌汚染事故発生件数

(担当課：清掃センター)

Ⅱ-3 環境美化

(2) 環境美化活動

●市の役割

- 1 クリーン大作戦の実施やクリーン指導員との連携を図り、環境美化活動に努めます。
- 2 ごみ集積所の適正管理の指導に努めます。

●市民の役割

- 1 クリーン大作戦等の清掃活動を通じて環境美化に協力します。
- 2 ごみ集積所が散乱しないよう、町内会等地域住民で適正な管理に協力します。

●事業者の役割

1. 事業所周辺の環境美化及びきれいな街づくりに協力するよう努めます。

【進捗管理指標】

- ・クリーン大作戦の実施回数

(担当課：清掃センター)

Ⅱ-3 環境美化

(3) 花いっぱい運動

●市の役割

- 1 「花いっぱい運動」を通じて、各種団体や事業所等と連携して花や緑があふれるまちづくりを目指します。

●市民の役割

- 1 「花いっぱい運動」に参加するとともに、花や緑があふれるまちづくりに地域ぐるみで協力します。

●事業者の役割

- 1 「花いっぱい運動」に参加するとともに、公共空間の花や緑の保全を推進し、市民と一体となったまちづくりに協力するよう努めます。

【進捗管理指標】

- ・花植えボランティア団体の登録数

(担当課：広報広聴課)

Ⅲ. 人と自然が共生する街づくり

Ⅲ-1 動植物

(1) 希少野生動植物種の生息地保全

●市の役割

- 1 国際的に重要な「仏沼（ラムサール条約湿地）」における希少野生動植物種の保護を通じて生物多様性を確保するよう努めます。
- 2 生物多様性、生息環境の連続性を確保するための鳥獣保護区に関する調査と情報収集に努めます。
- 3 希少野生動植物種の生息地保全や景観へ配慮した事業を実施し、生物多様性の確保に努めます。

●市民の役割

- 1 国際的に重要な「仏沼（ラムサール条約湿地）」における希少野生動植物種の保護を通じて生物多様性を確保する取り組みに協力します。

●事業者の役割

- 1 生物多様性を確保するため、事業活動の実施にあたり必要な措置を講ずるよう努めます。

【進捗管理指標】

- ・年間を通しての仏沼の維持管理

(担当課：環境衛生課)

Ⅲ-2 緑

(1) 緑地及び樹木の保全と創出

●市の役割

- 1 街路樹や緑地等の適切な維持管理に努めます。
- 2 緑地の確保等、緑化の普及啓発に努めます。

●市民の役割

- 1 生垣づくりや庭木の植樹等に努め、敷地内の緑を大切にするとともに、枝等の伸張に配慮した適切な維持管理に協力します。
- 2 街路樹などに関して、危険個所等の情報提供に協力します。

●事業者の役割

- 1 事業所内の緑化を推進するよう努めます。
- 2 開発事業者においては、自然環境の保全に配慮し、緑地の確保に努めます。

【進捗管理指標】

- ・年間を通しての街路樹の維持管理

(担当課：都市整備課)

Ⅲ-3 水辺

(1) 水辺の保全

●市の役割

- 1 良好な水辺、親水空間の創造や環境の保全のために必要な調査や情報収集を行い、市民に憩いの場を提供するよう努めます。
- 2 公共工事等においては、可能な限り水辺空間の保全に努めます。

●市民の役割

- 1 良好な水辺景観の保全活動や清掃などの取り組みに協力します。

●事業者の役割

- 1 良好な水辺、親水空間の保全等に配慮した事業活動を推進するよう努めます。

【進捗管理指標】

- ・年間を通しての小川原湖の清掃活動状況

(担当課：観光物産課)

- ・年間を通してのビートルビーチの清掃活動状況

(担当課：水産振興課)

Ⅲ-4 農地

(1) 農地の保全と活用

●市の役割

- 1 農用地の保全に努めます。
- 2 農業後継者の育成に努めます。
- 3 耕作放棄地の抑制・削減に努めます。

●市民の役割

- 1 農業・農地の大切さを理解し、地産地消に努めます。

●事業者の役割

- 1 農用地の保全に努めます。
- 2 農業後継者の育成に努めます。
- 3 耕作放棄地の抑制・削減に努めます。

【進捗管理指標】

- ・新規就農者の育成状況

(担当課：農政課)

Ⅲ-5 人と自然のふれあい

(1) 人と自然のふれあいの場の整備

●市の役割

- 1 人と自然とのふれあい、くつろぎの場等の活用を通じて環境学習への展開を図るため、環境学習プログラムの整備、市民団体と連携した自然観察会や環境保全活動の実施、自然環境に関する情報の共有に努めます。
- 2 国際的に貴重な「仏沼（ラムサール条約湿地）」の希少野生動植物種の保護や調査研究等の推進を図るため、市民団体と連携した情報ネットワーク化の構築に努めます。

●市民の役割

- 1 人と自然とのふれあいの場の環境整備及び維持管理に協力します。

●事業者の役割

- 1 社会貢献の一環として従業員による人と自然とのふれあいの場の環境整備及び保全活動に努めます。

【進捗管理指標】

- ・年間を通しての仏沼の環境整備状況

(担当課：環境衛生課)

Ⅲ-5 人と自然のふれあい

(2) 自然景観の保全

●市の役割

- 1 青森県景観条例等に基づき、自然景観を損なうことなく、良好な景観を保全するため必要な対策を講じます。

●市民の役割

- 1 良好な自然景観の保全に関して関心をもち、将来にわたって自然の豊かさを実感できる活動に協力します。

●事業者の役割

- 1 自然環境や景観の保全に十分に配慮した事業活動に努め、必要な対策を講じます。

【進捗管理指標】

- ・自然保護監視員を配置しての巡回活動

(担当課：環境衛生課)

- ・青森県景観条例に基づく大規模行為等に係る違反件数

(担当課：都市整備課)

Ⅲ-5 人と自然のふれあい

(3) 水浴場等の適正な保全

●市の役割

- 1 小川原湖やビードルビーチの利用促進PR及び利用マナーの周知に努めます。
- 2 市民、事業所、各種団体及びボランティア等と協働し、周辺環境の維持・保全及び安全性の確保に努めます。

●市民の役割

- 1 小川原湖やビードルビーチは積極的な利用に努めるとともに利用上のマナーを守ります。
- 2 ボランティア等との協働による清掃活動や危険箇所等の把握に努め、適正利用に協力します。

●事業者の役割

- 1 ボランティア等との協働による清掃活動や危険箇所等の把握に努め、適正な保全に協力します。

【進捗管理指標】

- ・水浴場の水質判定基準の適合状況 (担当課：環境衛生課)
- ・小川原湖利用者の事故状況 (担当課：観光物産課)
- ・ビードルビーチ利用者の事故状況 (担当課：水産振興課)

IV. 地球環境にやさしい街づくり

IV-1 廃棄物

(1) ごみの減量化とリサイクル

●市の役割

- 1 資源循環型社会を目指し、市民や事業者に対して、自主的な取り組みが可能となるよう努めます。
- 2 行政自らがリサイクル製品を利用し、市民や事業者の模範となるよう、取り組みを進めます。

●市民の役割

- 1 ごみの減量化のため3Rに向けた行政の施策に協力します。
- 2 3Rを意識した生活様式への移行に協力します。
※3Rとは、REDUCE（廃棄物の発生抑制）、REUSE（資源・製品の再使用）、RECYCLE（再利用）を表します。

●事業者の役割

- 1 事業活動におけるごみの削減に努め、3R型事業運営を目指すとともに「排出者責任の原則」により、事業者自らの責任による適正処理に努めます。
- 2 商品の製造・販売者である事業者は、ごみの出にくい商品の製造・販売に努めます。

【進捗管理指標】

・ごみの資源化率

(担当課：清掃センター)

・一人一日あたりのごみの排出量

(担当課：清掃センター)

IV-2 地球温暖化

(1) 地球温暖化対策

●市の役割

- 1 地球温暖化の原因とされる温室効果ガスをはじめ、省エネについての情報収集及び情報提供に努めます。

●市民の役割

- 1 地球温暖化対策の情報収集に努め、省エネ型のスタイルを目指すとともに、国・県・市が策定する各種計画等に協力します。

●事業者の役割

- 1 地球温暖化対策の情報収集及び省エネ型の事業活動の実践に努めます。

【進捗管理指標】

- ・ホームページ等による地球温暖化防止に向けた啓発活動
(担当課：環境衛生課)
- ・公共施設のエネルギー使用状況
(担当課：環境衛生課)

IV-3 環境教育・環境学習

(1) 環境教育・環境学習の充実と推進

●市の役割

- 1 環境保全に関する意識向上や行動を啓発するため、講演会、環境学習会及び自然観察会等の多様な学習機会の提供に努めます。
- 2 職員に対する環境教育・環境学習への関心、意識を高めるための情報発信を進め、市民や市民団体など関係機関と連携を図り、交流の促進に努めます。
- 3 環境保全活動や環境教育推進法などに基づき学校教育の場における環境教育・環境学習の充実に努めます。

●市民の役割

- 1 市や各種団体等が行う環境教育・環境学習活動に協力及び参加します。

●事業者の役割

- 1 従業員に対する環境教育・環境学習活動の推進や環境学習の機会の提供を行います。
- 2 地域の環境教育に資する事業の展開や地域での取り組みへの協力及び参加に努めます。

【進捗管理指標】

- ・自然観察会や環境学習会の実施状況
(担当課：環境衛生課)

資料編

三沢市環境基本条例

平成 11 年 9 月 21 日
条例第 16 号

目 次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

第 2 章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 6 条—第 16 条)

第 3 章 地球環境の保全に関する施策(第 17 条)

第 4 章 三沢市環境審議会(第 18 条—第 22 条)

附則

三沢市民は、洋々たる大海原と緑豊かな美しい大地、清らかな水、澄みわたる青空など、豊かな自然の恩恵のもとで、先人の築き上げた歴史・文化遺産を受け継いできた。このような優れた環境は、市民の共有の財産であるとともに、心のふるさとであり、適正な配慮をもって護り、活かしていく必要がある。

また、環境は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っているという認識に立って、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、市民が健康で安全かつ文化的な生活を享受できる良好な環境を創造し、将来の市民に継承していかなければならない。しかし、環境への配慮を欠いた物質的な豊かさや利便性の追及によって、環境の汚染や自然の破壊は、地域的なものから地球的規模へと拡大し、このまま推移すれば、かけがえのない人類の生存基盤さえ脅かされることにもなりかねない。

今こそ私たちは、あらゆる活動において環境に配慮して行動することを決意し、自然との共生のもとに、良好な環境を保全及び創造していかなければならない。

ここに、市民、事業者及び市は、地球的視野に立った適正な配慮のもとに、環境が循環を基調としていることを認識するとともに、大気、水、緑その他の環境資源が有限であるという認識のもとにお互いに協働して、健全で恵み豊かな快適環境を将来の市民へ引き継ぐことを目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全及び創造を図るため、市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ文化的な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に関する環境の保全であって、市民が健康で安全かつ文化的な生活を確保するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に関する被害が生ずることをいう。

(市民の役割)

第3条 市民は、良好な環境を損なうことのないように、日常生活において、自ら進んで環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、この条例の趣旨を尊重し、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するための必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、自ら進んで環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(市の役割)

第5条 市は、良好な環境を保全及び創造するために、市民の意見を尊重して基本的かつ総合的に環境施策を実施するものとする。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第6条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を目指して、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、原野、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 身近な緑と水辺及び優れた景観の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、安らぎと潤いのある環境が保全され、及び創造されること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、良好な環境の保全及び創造を図るために必要な基本となる指針を策定し、これに基づき、当該施策の計画的実施に努めるものとする。

2 市長は、各地域における環境の自然的社会的特性を明示し、環境施策を総合的かつ計画的に実施及び推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、三沢市環境審議会の意見を聴いて定めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、良好な環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(市の指導)

第9条 市は、良好な環境の保全及び創造のため必要があると認めるときは、事業者及び市民に対し、公害防止及び自然環境の適正な保全、環境影響評価、その他環境の保全上の支障を防止するための指導、助言を行うものとする。

2 市は、前項の指導、助言を行ったときは、必要な報告を求めることができるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第10条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用、廃棄物の減量及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用(以下「資源の循環的な利用等」という。)が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用等に率先して努めるものとする。

(環境教育等の振興)

第11条 市は、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実により、市民及び事業者が良好な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境保全活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、環境教育及び環境学習の推進、広報活動の充実並びに環境保全活動が促進されるよう個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況

その他、良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(環境調査)

第 13 条 市は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため必要な調査及び研究を実施するとともに、環境に関する情報の収集及び整備に努めるものとする。

(協定の締結)

第 14 条 市長は、公害防止、自然環境の適正な保全及び快適な環境の確保等のために必要があると認めるときは、事業者及び市民と協定を締結することができる。

2 事業者及び市民は、市長が協定の締結について協議を求めたときは、これに応じるものとする。

3 協定を締結した事業者及び市民は、当該協定を遵守しなければならない。

(県及び他の地方公共団体との協力)

第 15 条 市は、広域的な取組が必要とされる良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(助成等の措置)

第 16 条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要があると認めるときは、助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 地球環境の保全に関する施策

(地球環境問題への取組)

第 17 条 市は、地球環境のあり方を自らの問題としてとらえ、地球環境の保全に関する施策を長期的に推進するものとする。

第 4 章 三沢市環境審議会

(三沢市環境審議会)

第 18 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、三沢市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を調査審議する。

3 審議会は、良好な環境の保全及び創造に関する施策について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第 19 条 審議会は、委員 17 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域代表者
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第20条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第22条 この条例に定めのあるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第19条第3項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

(三沢市公害対策審議会条例の廃止)

3 三沢市公害対策審議会条例(昭和47年三沢市条例第16号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年三沢市条例第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

三沢市環境審議会名簿

任 期 平成29年5月1日から平成31年4月30日まで

	氏 名	所属・役職名	備 考
1	西 村 盛 男	三沢市議会議員	
2	瀬 崎 雅 弘	三沢市議会議員	
3	樋 口 茂 樹	三沢地区医師会副会長	
4	伊 藤 博 次	青森県薬剤師会上十三支部長	
5	相 場 博	(一社) 青森県建築士会常務理事	
6	堀 利 也	三沢市商工会理事	
7	門 上 馨	三沢市漁業協同組合代表理事組合 長	
8	富 田 玲 子	おいらせ農業協同組合女性部長	
9	新 堂 政 登	三沢市農業委員会会長	
10	川 畑 好 弘	三沢市連合町内会会長	会 長
11	沼 田 勝 美	北三沢土地改良区理事長	会長職務 代理
12	赤 平 博 文	国土交通省高瀬川河川事務所 小川原湖出張所長	
13	齋 藤 輝 夫	三八地域県民局環境管理部長	

第2次三沢市環境基本計画

発 行 2019. 3

編 集 三沢市 市民生活部 環境衛生課

住 所 〒033-8666

三沢市桜町一丁目1番38号

TEL : 0176-53-5111

FAX : 0176-52-9012

E-mail msw_kankyou@misawashi.aomori.jp

U R L <http://www.city.misawa.lg.jp>